

2017年12月11日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課長 内山 博之 殿  
重度対応型グループホームに関する緊急要望書

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会  
代表 光増 昌久

「重度対応型グループホーム」の大規模化は見直すべきです。

障害者のある人たちが、あたりまえの普通の暮らしを実現するための小規模なグループホームを維持できる報酬構造の見直しを要望します。

厚生労働省におかれましては障害者福祉の増進に邁進されていることと存じます。特に入所施設、精神科病院からの地域生活移行の推進のために施策を展開して、毎年グループホームの入居者は、6千人から7千人のペースで増え続けています。数年後には、施設入所支援の入居者数を上回るでしょう。

さて、平成30年度の報酬改定に向けた議論において、これまでの介護サービス包括型、外部サービス利用型に加えて、新たな類型として「重度対応型グループホーム」の新設があげられました。重度障害者の暮らしを支えるしくみをつくることは大切です。

しかしながら、今回のような、ひとつの建物に最大25人もの人が寝泊まりするような大きな施設をグループホームの一類型として認めることは到底できません。25人の生活はあたりまえの暮らしではありません。他の者との平等を謳う障害者権利条約に反するばかりか、入所施設からの地域移行をすすめてきた障害福祉の基本方針にも逆行します。また、生活の場と日中活動先が同一敷地内で完結するような状態は施設処遇と変わりありません。暮らしの場であるグループホームの基本的な考え方を変更するような施策は必要ありません。これでは「小規模入所施設」に近い形態になっています。

グループホームは障害者の暮らしを支える制度として、施設での集団処遇から抜けて、自分らしい暮らしをつくっていく場として重要な生活の場です。また、家を出て一人暮らしをしようと考えている障害者にとって、家族以外の介護・支援を利用したり、受けながら生活をつくっていくための生活経験を積む場所としても重要な役割を果たしています。そこで必要なのは小規模な暮らしの場での個別の対応です。

そもそも、障害が重度であればあるほど個別のよりきめ細やかな支援が必要になります。大規模化した施設の中では、個別の対応は体制の合理化のもと縮小されます。それでは障害者の希望に沿ったきめ細かい支援を提供することができません。グループホームの住居単位が2人、3人からでもできるように見なおされ、障害の重い人たち、個別支援が必要な人がより落ち着いた生活が実現できるようになりました。

もし、報酬改定の論点で述べられていた「スケールメリット」が、より少ない従事者でより多くの障害者の支援をすることを指しているならば、グループホームの施設化は止められません。そこで危惧するのは障害者虐待です。重度障害者の支援において効率化を図ろうとすれば、障害者の意向を無視することが増え、支援の質の低下にとどまらず、虐待に至るケースも出てくると考えられます。それほどまでにグループホームの大規模化は危険なものであると認識しています。

宇都宮市で起きた障害者虐待事件、東京都青梅市で起きた長時間の身体拘束で入居者が亡くなった事件も、グループホームの大規模化・集約化、合わせて短期入所の事業所を併設し、その数が36名、24名、16名など短期入所の規模も大規模化しています。

以上のことを踏まえ、グループホームの大規模化につながる「重度対応型グループホーム」の新設に反対します。小規模かつ個別のニーズに対応する暮らしの場としてのグループホームの重要性と、その在り方について、今一度検討していただくために以下要望いたします。

### <要望事項>

1. 重度障害者のグループホームは、10人、20人という規模では到底、支援が成り立たず、かつ、個々人の自由を奪うことになるなど人権上の問題も発生することから、1住居あたり2人～5人の少人数での暮らしを基本単位とし、同一敷地内で最大10人までとすること。
2. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室 事務連絡平成26年9月22日「共同生活援助（グループホーム）の共同生活住居の取扱いについて」の見直しをしないと大規模化は進んでしまうので、見直しを要望する。
3. 暮らしの場と日中活動を分離し、決して同一敷地内、あるいは同一建物内で生活が完結することがないように防止策を示すとともに、日中活動に通う意思の確認を相談支援専門員がサービス等利用計画の作成時、モニタリングの作成時、意思決定支援の原則の元に確認することを必須にする事。また個別支援計画作成時にも入居者に丁寧な意向確認を必ずする事も明記すべき。
4. 「重度障害者対応型グループホーム」を2ユニット20名、短期入所最大5名の例示でなく、最小単位で入居者4名、短期入所1名でも可能な事を図で例示していただきたい。
5. 「重度障害者対応型グループホーム」の設備基準を作成する時は、事業所団体の意見を反映するようにしていただきたい。
6. 事業所指定に関して介護サービス包括型、外部サービス利用型も事業所指定は1から複数の住居を対象にしています。「重度障害者対応型グループホーム」の事業所指定にあたっては、1住居でなく、複数の住居でも指定できるようにしていただきたい。